

「やまぐち満ぶくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務委託に係る プロポーザル応募要領

1 趣旨

本要領は、「やまぐち満ぶくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務の委託事業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

「やまぐち満ぶくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務

3 業務の目的

旅行目的に欠かせない「食」に着目し、本県のご当地グルメをテーマにSNSを活用したグルメキャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）を実施することで、観光消費の増加を図るとともに、ご当地グルメの認知拡大を図る。

4 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 業務の内容

別添「「やまぐち満ぶくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

6 予算限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 委託料の支払

委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとする。

8 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記した場合
- (2) 本応募要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (3) 企画提案書の見積金額が6の予算限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 提出資料等

(1) 質問書

- ① 提出期限 令和7年4月21日（月）17：00まで（必着）
- ② 提出場所 下記17「連絡先・各書類の提出先」のとおり
- ③ 提出書類 「事業業務に関する質問書」（別記様式1）
- ④ 提出方法 持参、メール又はFAX
メール又はFAXの場合は、電話で担当者に着信を確認すること。
- ⑤ 回 答 令和7年4月23日（水）【予定】
質問への回答は、参加意向を示した事業者全員にメールで行う。

(2) プロポーザル参加意向確認書

- ① 提出期限 令和7年4月21日（月）17：00まで（必着）
- ② 提出場所 下記17「連絡先・各書類の提出先」のとおり
- ③ 提出書類 「「やまぐち満ぶくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務に係るプロポーザル参加意向確認書」（別記様式2）
- ④ 提出方法 持参、メール又はFAX
メール又はFAXの場合は、電話で担当者に着信を確認すること。

(3) 企画提案書

- ① 提出期限 令和7年5月9日（金）12：00まで（必着）
- ② 提出場所 下記17「連絡先・各書類の提出先」のとおり
- ③ 提出書類
 - ・ A4両面（任意様式）
 - ・ 表紙には、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス等連絡先を記載すること。
- ④ 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。
- ⑤ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

11 企画提案書の記載事項

区 分	内 容
ア 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
イ 企画提案書	<項目> 1 総論 (1) 企画提案趣旨 (2) 業務実施体制 (3) 緊急時の連絡体制、苦情等に係る処理体制 (4) 類似業務の実績 (5) 全体の実施行程 2 各論 仕様書の内容を充たしたうえで、以下の項目について提案・提示すること。 (1) SNS（インスタグラム）を活用したキャンペーンの実施 仕様書の概要をもとに実施内容について提案すること。 (2) キャンペーン参加店・宿の募集 多数の参加を見込める募集方法等について提案すること。 (3) 参加店・宿が掲示するステッカーの作成及び発送 ステッカーのデザインを提案すること。 (4) キャンペーンページの作成及び公開 ページのデザイン等について提案すること。 (5) SNS 広告等による広報 SNS 広告を使った効果的な広報及び参加店・宿で掲示する PR ツールを提案すること。 (6) キャンペーン当選者の抽選及び賞品の発送等 賞品や当選者数等について提案すること。 (7) 事務局の設置・運営 事務局の体制等について提案すること。 (8) 追加提案 (1)～(7)の内容に加え、より効果が見込まれる手法等があれば追加で提案すること。
ウ 会社概要	・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの
エ 協力業者概要	・本業務に協力業者が参加する場合は、「協力業者の概要」（別記様式 3）を用いて作成すること （協力業者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること）
オ 参考見積書	・当業務に係る所要経費を全て見積もること （消費税及び地方消費税を含む。） ・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること

12 審査

(1) 審査委員会による審査

提出された企画提案書について、別に定める「やまぐち満ぷくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において、審査を行う。

13 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価ポイント
1 全体		
業務遂行にあたっての基本的事項	10	○企画提案趣旨が明確であるか ○業務実施体制を確立しているか ○業務遂行能力があるか ○緊急時又は突発的な事態に的確に対応できるか ○実施行程のスケジュールは適切か
2 各論		
キャンペーン内容及び賞品	25	○多数の参加者が見込めるキャンペーン内容・賞品となっているか。 ○参加しやすいキャンペーン内容となっているか。
ステッカー及びキャンペーンページのデザイン	25	○ステッカーは魅力的かつ多様な店・宿が使用できるデザインか。 ○キャンペーンページは魅力的なデザインかつユーザビリティの高いものとなっているか。
SNS 広告等による広報	15	○SNS 広告や PR ツールは、多数の参加者が見込める効果的なものとなっているか。
参加店・宿の募集	15	○多数の参加店・宿が見込める募集方法が提案されているか。 ○店・宿が応募しやすい応募方法が提案されているか。
追加提案	5	○事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法等の追加提案はあるか
3 参考見積	5	○提案内容に応じた所要額が適切に見積られているか
合 計	100	

14 留意事項

- (1) 書類の作成など、提案に要する経費は企画提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返還しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- (4) 企画提案は1事業者につき、1提案とする。
- (5) 企画提案事業者が1者の場合でも、審査は行う。
- (6) 審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

15 選定結果の通知

- (1) 企画提案書等の審査により、特定の業務委託候補者1者を決定した後、選定結果を企画提案事業者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された企画提案書等は特定の業務委託候補者1者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

16 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属するものとする。

17 連絡先・各書類の提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

一般社団法人山口県観光連盟

「やまぐち満ぷくプロモーション事業」グルメキャンペーン実施業務
担当 大村

TEL:083-924-0462

FAX:083-928-5577

E-mail: omura@oidemase.or.jp

【参考：スケジュール】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和7年4月21日(月)17:00 |
| (2) 参加意向確認書提出期限 | 令和7年4月21日(月)17:00 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年4月23日(水)予定 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和7年5月 9日(金)12:00 |
| (5) 審査結果通知 | 令和7年5月14日(水)頃予定 |